

令和8年5月29日

議会運営委員会

委員長 西野弘一様

議会改革検討協議会

座長 上田健二

協議結果について（報告⑥）

当協議会では、「議員定数等」について、鋭意協議・検討を重ね、別添のとおり、各会派の「基本的な考え方」を取りまとめましたので、ご報告いたします。

なお、今後、「議員定数等」が変更されることになった場合でも、議会機能がさらに強化されるよう、当協議会として、引き続き必要な検討を重ねてまいります。

議員定数に係る論点に対する各会派の基本的な考え方

別添

		維新	公明	自民
論点項目	総定数	<p>○全都道府県議会で最もスリムな大阪府議会の議員定数を実現すべき。加えて、都道府県議会の議員定数の最適化についても議論を深める。</p>	<p>○現行の定数を維持する(今回変更する必要はない)。 ・前回の改選時に定数を大幅に削減(88から79)した直後であり、まずはその効果を十分に検証する必要がある。また、選挙制度は頻繁に変更するのではなく、安定的に運用されるべき。</p>	<p>○現状のままで良い。 ・議員削減してまだ一期4年が経過しておらず、効果検証ができていない。 ・国勢調査の確定値がまだ公表されていない。 ・議会機能の維持の観点からも現状で良い。</p>
	逆転現象	<p>○5月の国勢調査速報値をもとに、選挙区内の定数増をすることなく解消を図るべき。</p>	<p>○国勢調査の確定値に基づき是正を図るべき。 ・ただし、府民への適切な周知期間を設けるという観点から、今回は変更しない。</p>	<p>○現状のままで良い。 ・国勢調査の確定値がまだ公表されていない。</p>
	一票の較差	<p>○できるだけ是正すべき。 ・ただし、都市への人口過密が続く現状では、一票の較差という数値の平等だけにこだわりすぎると、かえって地方の声を反映しづらくなるという点が懸念される。</p>	<p>○「2倍未満」に抑えることが望ましい。 ・選挙制度を変更する際には、一票の較差を拡大せず、2倍未満となるよう可能な限り縮減すべき。 ・ただし、実施時期については、国勢調査の確定値および現行制度の効果検証を踏まえ、次回以降の選挙制度改定に向けて検討を進めるべき。</p>	<p>○是正するべき。ただ、人口集積によって変わるため、固執しすぎるのも良くない。 ○一票の較差を最重要視すべきは、国会議員のみ。</p>
	選挙区の設定(合区の有無)	<p>○現行の選挙区は維持する。ただし、次期以降の議員定数最適化に向けては、任意合区を選択肢を含めた議論を深化させていくべき。</p>	<p>○任意合区により1人区の多さを是正すべき。 ・府議会では、全53選挙区のうち36選挙区が1人区となっており、その割合が突出して高い。1人区には、「死票の増大」や「無投票当選の増加」といった民主主義上の課題が指摘されている。総定数の議論以上に、選挙区割りのあり方(1人区の是正)について議論が必要である。 ・一票の較差を2倍未満に収める手段としても、任意合区を検討すべきである。 ・ただし、実施時期については、国勢調査の確定値および現行制度の効果検証を踏まえ、次回以降の選挙制度改定に向けて検討を進めるべき。</p>	<p>○一票の較差、死票の縮減という課題解決に必要な場合は、地域代表という側面及び民意を十分に踏まえた上で行うことが望ましい。 ○選挙区を変更する場合は、住民に対する丁寧な説明と周知が必要。</p>
	その他	<p>○次期以降は、単なる人口比の是正にとどまらず、少子高齢化や人口減少が進むなかで広域自治体が果たすべき機能や役割そのものを再定義する、抜本的な議論が必要である。 ○議員自らに係る議員定数の見直しについては、1期4年の間で不断の努力をすべきである。 ○地方議会の選挙制度を自治体独自で制定できるように国に求めるべきである。</p>	<p>○有識者による第三者機関を設置すべき。 ・次回以降の議員定数・選挙区改定に向けて検討を進める際、公正かつ客観的な制度改革を行うため、有識者で構成される「定数等検討会(仮称)」などの第三者機関を設置し、専門的知見を反映させるべき。</p>	

議員定数に係る論点に対する各会派の基本的な考え方（オブザーバー参考意見）

別添

		民主	共産	大阪	未来	摂津	躍進 (R7.11.28時点)
論点項目	総定数	○総定数の単純な減少は1人区率等を高め、議会のコンセンサス機能を失わせるため、望ましくない。	○総定数は削減せず、適正な人数を確保する。 ○総定数は前回改正前の88とする。	○前回の議員定数の設定の考え方（人口あたりの議員数比で全国最小値となるよう固る）のもと、次回以降における大阪府議会議員選挙でも議員定数を設定する。 ○具体的には、東京都議会での人口あたりの議員数比を勘案し、次回の改選においては「77議席以下」とする。	○多様な地域の声を十分に反映できる人数を確保すべき。 ○「適正規模」「地域代表制」の維持するため、総定数削減に対しては、慎重に検討。	○多様な地域の声を反映できる人数を確保すべきである。 ○2倍の較差を解消する場合は定数増も考える。	○人口あたりの議員数比で全国最小となる議員定数を目指すことに賛同。概ね2減程度。 ○減らしすぎると地域代表的性格が薄らいでいくのではないかと懸念。
	逆転現象	○解消すべき。（逆転現象が解消された具体的な案を提示）		○必須で最優先に解消する。		○解消すべき。	○放置しておくとし訴訟リスクが残る。
	一票の較差	○少ない方がよい。	○最大でも2倍未満とする。 ○総定数を削減せず（現行の79）、逆転現象を解消することでも、一票の較差は縮小する。	○有権者が「一人一票」で投じる選挙制度であることから、平等性、公平性、一票の重み、政務活動費の同額支給などの観点から踏まえ、「一票の最大較差は2.0以下」とする。	○おおむね最大でも2倍未満に抑えるための努力は欠かせない。 ○行政区画を分断しない範囲での最小限の調整を行うべき。	○2倍未満にすべきである。	○できるだけ小さくすべきであるが、最高裁判例では、2倍少々程度の較差は許容されているのではないかと。○とはいえ、一票の較差を前回選挙よりも減じ、できれば2倍以内に抑える努力は欠かせない。 ○全国一の議会改革を推進していくには、目に見える形で、投票価値の不平等を減らしていくべき。
	選挙区の設定（合区の有無）	○一票の較差の是正及び1位当選議員比率（≒1人区率）を下げるため、政令市内の選挙区を合区するべき。 ○大阪市内の選挙区については、公選法第15条の特別の事情を適用し、選挙区の人口と議員数のバランスが逆転しない範囲かつ、一票の較差が2倍未満となる範囲で、最小値を設定する。	○可能な限り、無投票選挙区及び死票を減少させ、多様な民意を反映させるため、任意合区を行い、1人区・2人区を減少する。	○一票の最大較差を2.0以下とするために必要な任意合区は優先的に行う。 ○ただし、現行制度における最大人口の選挙区が東大阪市（48万5千人）であることを踏まえ、合区した際の選挙区人口は「50万人を超えない」とする。 ○さらに、参考人の方々からもお考えが示された「一人区の多さ」を減らし、多様な民意を反映するのであれば、政令市である大阪市と堺市の行政区ごとが選挙区として設定されていることも要因であることから、概ね30万人～50万人となるよう行政区どうしを優先的に合区することが考えられる。	○合区を行う場合でも、必要な較差は正は行いつつ、広域化によって地域の固有の課題が埋没しないよう、慎重な議論が必要。 ○「地域の声を切り捨てない建設的改組」をモットーに、必要な較差は正は行いつつも地域アイデンティティを尊重した折衷案を追求する。	○各市町村から選出すべきであり、違う市町村、行政区の合区は避けるべきである。	○できるだけ各市町村から府議会議員を選出することがその地域代表的性格を残すことになるため、任意合区はできるだけ増やさない方がよい。 ○一人区が多すぎるが、平成の大合併が大阪では進まなかったことから、やむを得ない。 ○ただ、一票の較差を前回よりも減じ、できれば2倍以内に抑え、投票価値の不平等を緩和させるためならば、合区は必要。
その他	○選挙で失われる少数民意を議会に取り入れるために交渉会派要件や発言権の見直しが必要。		○抜本的な選挙制度改革を考えるとすれば、広域自治体議会における「比例代表制」の導入は法改正を伴うものの、議会改革におけるトップリーダーである大阪府議会として、その導入が選挙区との組み合わせにより選択できるような法改正を強く国に求め、その動きを先導していくべきだと考える。 ○法改正により、「選挙区と比例代表制の組み合わせ」が選択できるようになった際には、ロンドン議会での選挙区と議員数の考え方を参考にしつつ、上記の考え方を反映し、また、大阪府議会として基礎自治機能の充実強化を図っていく考えなども踏まえ、「人口25～50万人の選挙区」と「府域全域での比例代表（非拘束名簿式）」を組み合わせ、議員定数を「33～36議席」とし、その概ねの比率を選挙区は3分の2、比例代表は3分の1とすることが望ましい。	○行財政改革として定数を見直す考え方そのものには理解を示すが、その結果として合区が進み、地域の声が届きにくくなり、民主主義の質が下がらないようにすることが最重要。		○第18回会議以降、令和7年7月の参議院選挙の無効を求めた訴訟の判決が続々と報道されている。（別紙参照） ○全国で一番の議会改革を推進していく以上、投票価値の不平等を減らし、訴訟を起こされずらい定数は正を目指すべき。	

大阪市4区堺市2区一般市現行区案

総定数79 1票の較差191 1位当選議員比率40.5%

大阪府議会議員選挙では、一票の較差が2倍を超え、1位当選議員比率が67%に上っている現状である。改善案として、現行定数の79議席を維持しつつ、選挙区割りの変更を提案する。主に政令市内の選挙区合区による定数削減案であり、大阪市内では定数を削減しながらもこれまで切り捨てられてきた少数民意の代弁者を議会に送り出せる仕組みである。

No.	選挙区名	国調人口 令7.06.01	配当基数	整数部の 配当※2	配当基数が 1以上の場合 の小数部	大きい方が からの順位	小数部 上位の 配当	試算 結果定数 (B)	議員1人 当たり 人口	1票の 較差
1	淀川区、西淀川区、 此花区、港区、 東淀川区	607,946	5.474					5	121,589	163
2	大阪市 中央区、西区、 西成区、大正区、 住之江区、住吉区、 浪速区	755,359	6.801					6	125,893	169
3	天王寺区、生野区、 平野区、東住吉区、 阿倍野区	644,811	5.806					5	128,962	173
4	鶴見区、城東区、 東成区、旭区、 都島区、北区、 福島区	802,287	7.224					6	133,715	179
5	堺市 中区、西区、南区	377,001	3.395	3	0.395	12	0	3	125,667	168
6	堺区、東区、 北区、美原区	427,180	3.846	3	0.846	1	1	4	106,795	143
7	岸和田市	183,501	1.653	1	0.653	3	1	2	91,751	123
8	豊中市	398,107	3.585	3	0.585	6	1	4	99,527	133
9	池田市	104,055	0.937	1			0	1	104,055	139
10	吹田市	395,511	3.561	3	0.561	7	1	4	98,878	132
11	泉大津市、高石市 及び泉北郡	142,176	1.281	1	0.281	16	0	1	142,176	190
12	高槻市及び三島郡	377,722	3.401	3	0.401	11	1	4	94,431	126
13	貝塚市	80,037	0.721	1			0	1	80,037	107
14	守口市	140,184	1.263	1	0.263	17	0	1	140,184	188
15	枚方市	388,925	3.502	3	0.502	9	1	4	97,231	130
16	茨木市	290,497	2.616	2	0.616	5	1	3	96,832	130
17	八尾市	257,351	2.317	2	0.317	14	0	2	128,676	172
18	泉佐野市及び 泉南郡熊取町	142,547	1.284	1	0.284	15	0	1	142,547	191
19	富田林市、大阪狭山市 及び南河内郡	192,357	1.732	1	0.732	2	1	2	96,179	129
20	寝屋川市	222,685	2.005	2	0.005	22	0	2	111,343	149
21	河内長野市	95,357	0.859	1			0	1	95,357	128
22	松原市	114,637	1.033	1	0.033	20	0	1	114,637	153
23	大東市及び四條畷市	168,312	1.516	1	0.516	8	1	2	84,156	113
24	和泉市	181,100	1.631	1	0.631	4	1	2	90,550	121
25	箕面市及び豊能郡	163,308	1.471	1	0.471	10	1	2	81,654	109
26	柏原市及び藤井寺市	128,227	1.155	1	0.155	18	0	1	128,227	172
27	羽曳野市	105,286	0.948	1			0	1	105,286	141
28	門真市	114,693	1.033	1	0.033	20	0	1	114,693	154
29	摂津市	87,088	0.785	1			0	1	87,088	117
30	東大阪市	485,397	4.371	4	0.371	13	0	4	121,349	162
31	泉南市、阪南市並びに 泉南郡田尻町及び岬町	126,299	1.138	1	0.138	19	0	1	126,299	169
32	交野市	74,686	0.673	1			0	1	74,686	100
	計	8,774,629		68			10	79	111,071	

※大阪市内の定数は公職選挙法15条の例外規定「特別の事情があるときは、おおむね人口を基準とし、地域間の均衡を考慮して定めることができる。」を適用し、選挙区の人口と議員数のバランスが逆転しない範囲かつ、一票の較差を2倍未満に抑えられる範囲で、最小値を設定。

大阪府議会議員 定数・選挙区 改正案

日本共産党

人口は大阪府毎月推計人口（令和8年1月1日現在）による

- ・総定数は2022年改正前の88とする
- ・衆議院議員選挙小選挙区を基本に任意合区を実施する
- ・これにより、1人区は現在の36選挙区（67.9%）から4選挙区（14.8%）となり、1票の較差は最大1.71倍に縮小する

行政区	現行 条例 定数 (A)	衆院 小選 挙区	行政区別		合区案		整数部 の 配当	配当基数が 1以上の場 合の少数	大きい方 からの 順位	少数部 上位の 配当	シミュ レート 結果定数 (B)	比較 (B)-(A)	議員1人 当たり 人口	1票の 較差
			人口	配当基数	人口	配当基数								
西区	1	1	115,707	1.161										
港区	1	1	80,646	0.809										
天王寺区	1	1	88,889	0.892	579,204	5.810	5	0.810	7	1	6	+ 1	96,534	1.18
浪速区	1	1	85,530	0.858										
東成区	1	1	89,176	0.894										
中央区	1	1	119,256	1.196										
生野区	1	2	128,575	1.290										
阿倍野区	1	2	113,337	1.137	557,546	5.592	5	0.592	13	1	6	+ 1	92,924	1.14
東住吉区	1	2	130,964	1.314										
平野区	2	2	184,670	1.852										
大正区	2	3	59,285	0.595										
西成区	2	3	105,653	1.060	434,947	4.363	4	0.363	17		4	0	108,737	1.33
住吉区	1	3	153,242	1.537										
住之江区	1	3	116,767	1.171										
都島区	1	4	110,306	1.106										
城東区	2	4	169,120	1.696	513,564	5.151	5	0.151	23		5	+ 0.5	102,713	1.26
北区	1	4	150,421	1.509										
福島区	1	4	83,717	0.840										
此花区	1	5	63,090	0.633										
西淀川区	1	5	96,926	0.972	528,568	5.302	5	0.302	19		5	▲ 0.5	105,714	1.29
東淀川区	2	5	177,898	1.784										
淀川区	2	5	190,654	1.912										
旭区	1	6	90,823	0.911	201,895	2.025	2	0.025	27		2	0	100,948	1.23
鶴見区	1	6	111,072	1.114										
堺市堺区	1	16	150,081	1.505										
堺市東区	1	16	84,383	0.846	427,309	4.286	4	0.286	20		4	+ 1	106,827	1.31
堺市美原区	1	15	36,153	0.363										
堺市北区	1	16	156,692	1.572										
堺市中区	1	17	115,858	1.162										
堺市西区	1	17	132,209	1.326	375,530	3.767	3	0.767	9	1	4	+ 1	93,883	1.15
堺市南区	1	17	127,463	1.278										
守口市	1	6	140,045	1.405	140,045	1.405	1	0.405	16		1	0	140,045	1.71
門真市	1	6	114,092	1.144	114,092	1.144	1	0.144	25		1	0	114,092	1.39
吹田市	3	7	396,362	3.976	483,435	4.849	4	0.849	5	1	5	+ 1	96,687	1.18
摂津市	1	7	87,073	0.873										
豊中市	4	8	398,056	3.993	398,056	3.993	3	0.993	1	1	4	0	99,514	1.22
池田市	1	8	104,158	1.045	104,158	1.045	1	0.045	26		1	0	104,158	1.27
茨木市	3	9	290,583	2.915	290,583	2.915	2	0.915	2	1	3	0	96,861	1.18
箕面市	1	9	138,895	1.393										
豊能町	1	9	16,639	0.167	163,636	1.641	1	0.641	12	1	2	+ 1	81,818	1.00
能勢町	1	9	8,102	0.081										
高槻市	3	10	345,508	3.466	377,812	3.790	3	0.790	8	1	4	+ 1	94,453	1.15
島本町	1	10	32,304	0.324										
枚方市	4	11	388,292	3.895	462,979	4.644	4	0.644	11	1	5	0	92,596	1.13
交野市	1	11	74,687	0.749										
寝屋川市	2	12	222,219	2.229	222,219	2.229	2	0.229	22		2	0	111,110	1.36
大東市	2	12	114,552	1.149	167,802	1.683	1	0.683	10	1	2	0	83,901	1.03
四條畷市	2	12	53,250	0.534										
東大阪市	4	13	485,859	4.873	485,859	4.873	4	0.873	3	1	5	+ 1	97,172	1.19
八尾市	2	14	257,053	2.578	257,053	2.578	2	0.578	14	1	3	+ 1	85,684	1.05
柏原市	1	14	66,501	0.667										
藤井寺市	1	14	61,489	0.617	233,120	2.338	2	0.338	18		2	0	116,560	1.42
羽曳野市	1	14	105,130	1.054										
松原市	1	15	114,596	1.149	114,596	1.149	1	0.149	24		1	0	114,596	1.40
河内長野市	1	15	94,711	0.950										
富田林市	1	15	103,381	1.037										
大阪狭山市	1	15	57,069	0.572	286,383	2.873	2	0.873	4	1	3	0	95,461	1.17
太子町	2	15	12,310	0.123										
河南町	1	15	14,562	0.146										
千早赤阪村	1	15	4,350	0.044										
泉大津市	1	18	72,359	0.726										
高石市	1	18	53,620	0.538	322,170	3.231	3	0.231	21		3	0	107,390	1.31
忠岡町	1	18	15,679	0.157										
和泉市	2	18	180,512	1.811										
岸和田市	2	18	183,312	1.839	183,312	1.839	1	0.839	6	1	2	0	91,656	1.12
貝塚市	1	19	79,699	0.799										
泉佐野市	1	19	99,918	1.002										
熊取町	1	19	42,457	0.426										
泉南市	1	19	56,350	0.565	347,502	3.486	3	0.486	15		3	0	115,834	1.42
阪南市	1	19	47,371	0.475										
田尻町	1	19	8,211	0.082										
岬町	1	19	13,496	0.135										
計	79		8,773,375	88.000	8,773,375	88.000	74			14	88	+ 9	99,697	

(1人区 36) 67.9%
(2人区 11) 20.8%

(1人区 4) 14.8%
(2人区 6) 22.2%